予防接種を受ける前に必ずお読みください。　令和8年度佐久市高齢者用肺炎球菌説明書

高齢者用肺炎球菌ワクチン定期接種についての説明書

高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種は、個人の疾病予防の目的で行っており、接種を受ける法律上の義務はありません。ワクチンの効果や副反応のリスク等を十分にご理解いただいた上で、ご自身の判断で接種をご検討ください。

1 肺炎球菌感染症とは

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、咳やくしゃみなどを通じて飛沫感染します。日本人の約5～10%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が増殖し、下気道や血流中へ侵入することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

2 定期接種の対象者

(1)接種当日に65歳の方
(2)60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスの疾病により身体障害者手帳1級の交付を受けている方

3 使用するワクチン・接種方法

使用するワクチン	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)
接種方法	筋肉内に1回接種

※国の審議会を経て、令和8年度より、定期接種で用いるワクチンが23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン(PPSV23)から、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)に変更になりました。

【変更の理由】

- 新しいワクチン(PCV)は、これまでのワクチン(PPSV)と比べて、免疫を作る仕組みが優れています。そのため、対象となる肺炎球菌の種類に対して、より強い予防効果が期待できます。
- 成人の侵襲性肺炎球菌感染症(※)の原因となる肺炎球菌の種類について、新しいワクチンでもこれまでのワクチンとほぼ同じ程度対応できています。
- 安全性についても、これまでのワクチンと同様に特段の懸念はありません。

※侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のこと

4 接種を受けることが適当でない方

次のいずれかに該当すると認められる場合には、接種できません。

(1)発熱(通常37.5℃以上)している場合
(2)重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
(3)本剤の成分やジフテリアトキソイドによってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
(4)上記に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

5 接種に注意が必要な方

次のいずれかに該当する場合には、健康状態および体質を勘案し、注意して接種しなければなりませんので、主治医にご相談下さい。

(1)心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
(2)予防接種を受けて2日以内に発熱や全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
(3)過去にけいれんを起こしたことがある方
(4)免疫不全と診断されている方および近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
(5)本剤の成分やジフテリアトキソイドに対してアレルギーを呈するおそれのある方
(6)血小板減少症、凝固障害、抗凝固療法を受けている方

◎裏面もご覧ください

6 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）の効果

肺炎球菌には100種類以上の種類がありますが、このワクチンはそのうちの20種類を対象としています。成人の侵襲性肺炎球菌感染症の原因のうち、この20種類が全体の約5～6割を占めているという研究結果があります。

また、このワクチンを接種することで、菌の種類によらない侵襲性肺炎球菌感染症の全体に対して、3～4割程度を予防する効果があるという研究結果があります。

7 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）の安全性

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシー、痙攣（熱性痙攣含む）、血小板減少性紫斑病がみられることがあります。

接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

副反応の発現割合	主な副反応
30%以上	疼痛・圧痛*（59.6%）、筋肉痛（38.2%）、疲労（30.3%）
10%以上	頭痛（21.7%）、関節痛（11.6%）
1%以上	紅斑、腫脹

*ワクチンを接種した部位の症状 添付文書より厚生労働省にて作成

8 他のワクチンとの同時接種・接種間隔

医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、帯状疱疹ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

9 接種を受けた後の注意点

（1）ワクチン接種後30分程度は安静にしてください。
（2）接種後は自らの健康管理に注意し、もし、高熱や体調の変化、その他局所の異常反応に気づいた場合には、ただちに医師の診療を受けてください。
（3）接種当日は激しい運動を避けてください。
（4）注射した部分は清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は差し支えありません。ただし、注射したところをこすらないでください。

10 予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。給付申請を検討する場合には、診察した医療機関や佐久市役所健康づくり推進課保健予防係（佐久市保健センター）までご相談ください。

【お問合せ先】
佐久市保健センター（佐久市役所健康づくり推進課 保健予防係）電話：62－3527（直通）